水俣市文化財保存活用地域計画（素案）についてのパブリック・コメント
実施結果及び市の考え方について

「水俣市文化財保存活用地域計画（素案）」について、市民の皆さまからの御意見等を募集しましたが、寄せられました御意見等とこれらに対する市の考え方を下記のとおり掲載いたします。御意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

１　募集期間

令和６年６月１７日（月）～令和６年７月６日（土）

２　閲覧場所

①市役所１階階段前スペース、②市役所３階資料閲覧コーナー、③もやい館２階受付前、④市立図書館、⑤水俣病資料館、⑥おれんじ館、⑦愛林館、⑧湯の鶴温泉保健センター、⑨市ホームページ

３　御意見等総数（意見等提出者数）

持　参	１２件　（６人）
郵　送	４件　（３人）
ＦＡＸ	５件　（５人）
Ｅメール	５３件　（９人）
計	７４件（２３人）

４　御意見等の取扱い（１件の中に複数意見が含まれる場合があるため、総件数と一致しません。）

・御意見等を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの　９件

・今後の取組の参考とするもの　１０件

・上記のどちらでもないもの　７５件

水俣市文化財保存活用地域計画（素案）パブリック・コメント募集の実施結果

No	素案の項目	意見等の概要	市の考え方
	序章　計画作成の目的		
1	1　計画作成の背景と目的 P1	◆水俣病関連のもの・場所をもっと取り上げるべき。　（同旨意見他2件） （水俣には「水俣病」に関する多くの歴史的な文化財がある。 序章の段階で、「水俣病」に関する文化財保存を大きく位置付けてほしい。 水俣病関係の文化財（百間排水口樋門や八幡残渣プール跡など）を遺跡群として保存・活用するための調査が必要。）	本市には水俣病に関連する多様なものが存在すると思われますが、現時点で全体像が見えていない状態であり、対象年代や範囲等の整理ができていません。まずは全容を把握することが必要だと思われます。今後、本市の近代化から、いわゆる水俣病の発生とその後の地域再生に関連する近現代の遺産の把握調査等についても考えていくこととします。
2		◆文化財の多種多様性が見えてこない。少し広い視野に立って捉えてほしい。 「江戸期からの塩田開発とその後のチッソ工場を水俣病関連遺跡として一連の近代産業化遺産に位置付けることができる。」との記述を入れてほしい。さらに、豊かな海の恵みを取り込む塩田文化には、近世の民衆の知恵や工夫が生かされてきた。石垣＝石積文化はその象徴であることにも言及してほしい。	多種多様性が見えてくるような取組を、今後実施していきたいと考えます。該当箇所は、計画作成の背景として記載するところですので、現行のままとします。近現代の遺産についての把握、評価は進んでいないため今後の参考として承ります。
3	3　計画の位置付け P2～4	◆過去の水俣市文化財調査報告書等の行政関連資料が提示されていない。今までの水俣市の文化財行政とのつながりが不明である。	水俣市文化財調査報告書等については、P65「表15　把握調査等　一覧」に追加しました。
4		◆P4「表2　文化財の保存・活用に関連するSDGsのゴールとターゲット」について 海域を抱え、水俣病という水に関する公害の地としての本市に欠くことができないＳDGsのゴール3「すべての人に健康と福祉を」・6「安全な水とトイレを」・14「海の豊かさを守ろう」の追加が必要。	ゴール6「安全な水とトイレを世界中に」は、生態系の保護・回復がターゲットになっており文化財の保護と関連があるため追加しました。
5	4　本計画の対象とする文化財と用語の定義　P5	◆「図3　文化財の定義」について 文化財の内容について簡潔な説明文を追加する。	頂いた御意見を参考に修正しました。
	第１章　水俣市の概要		
6	1　自然的・地理的環境 P7～19	◆P12「６）埋め立てによる地形」について 塩田開発の年代と開発が２回行われたことを正確に書いてほしい。百間及び丸島樋門に至る水系についても正確な記述が必要である。また、百間港は、江戸期の塩田開発で百間塘と密接な関係がある点に触れてほしい。	塩田の正確な構築時期や次数については明言できる段階にないと思われるため記載しておりません。 このページは埋め立てによる地形の変遷を記載するページであるので、湾に流入する水系の記載はしません。
		◆「６）埋め立てによる地形」の６行目の誤記。 （誤）塩浜神社　→　（正）　塩釜神社	御指摘のとおり「塩釜神社」に修正しました。
		◆日窒から百間樋門排水路・有機水銀の排水路、河川水系を図面上に示してほしい。戦後直後の都市計画事業による大規模改修に触れてほしい。	ここは埋め立てによる地形の変遷を記載するところであり、排水路や水系を明記する必要性はないので、現行のままとします。
		◆エコパーク水俣護岸の維持管理が、再度水銀が海洋に放出されないために必要であることを明記し、永続的な管理を行政の責任として強調すべきである。	エコパーク水俣護岸の維持管理は、文化財の保存・活用と直接関連しないため、記載の必要はないと考えます。
		◆P13「写真1　百間港の変遷」は、個別の場所がわかるようにしてほしい。	写真1については場所がわかるようにマーキングをしました。

7	2　社会的状況 P19～25	◆P21「（4）産業」について 水産業・漁業に対する水俣病の影響、海域の図を入れる必要がある。水俣の産業文化財として漁業文化を位置づけ、その破壊と再生について述べることが重要である。水俣市の歴史には人類の歴史に重なるような多くの経験・教訓がある。この負の遺産はダークツーリズムの典型として環境を学ぶ観光になる。	「産業文化財」の定義が不明ですが「把握調査の実施」において、今後生業など無形の民俗文化財を含め、把握が十分でない分野の調査を行うこととします。
8		◆P23「（6）市が設置する歴史・文化財関連施設」について 今回の計画は、市民と共に多様な文化財の保全と活用を図ることが目的であり、民間の資料館等も貴重な施設として位置づけるべきであるので、「水俣病センター相思社水俣病歴史考証館」を追記すること。	市が設置する歴史・文化財関連施設について記載する項目であり、今回の計画の記載は現行のままとします。
9	3　歴史的背景 P25～43	◆P35「3）産物」について 「水俣の歴史的遺構（跡）を残す会」の調査を参考にして、江戸期の塩田開発に関する、図面等を提示し、塩田文化を追記してほしい。	紙幅の都合もあるので、塩田等の位置図は掲載しませんでした。「塩田文化」の定義は不明ですが、塩田に関連する文化財については、関連文化財群「自然と生きる水俣の営み」の構成文化財としており、調査の実施についても方針に掲げています。
	第２章　水俣市の文化財の概要		
10	2　未指定文化財の概要 P50～57	◆未指定文化財に、塩田から近代産業化遺跡に関連する百間塘、百間樋門、四十間塘、大廻塘、大廻塘樋門等を記念物（埋蔵文化財）として列挙してほしい。また、百間塘、百間樋門の構造的解明のため、埋蔵文化財としての発掘が必要である。	未指定文化財の概要を述べるページであるため、計画本文には代表的なもののみを記載しています。 個別の文化財の具体的な調査方法等については、その状況により判断されるため、今回の計画の段階では言及できません。
11		◆P51「・橋梁」について 石橋は水俣の貴重な文化財であり、百間樋門も石橋の可能性があるので、調査が必要である。	今後の参考として承ります。
12		◆P54「・食文化」について 食文化は、山から海までの流域文化をもつ水俣市にとっては多様であり、市民からも多く示されているので活用してほしい。	食については本計画作成に先立って実施したアンケートでも様々なものが挙がっていますので、情報を整理し今後の地域振興にもつなげていきたいと考えます。
13		◆P57「4）環境再生への取組」について 市の実施したアンケートの他、民間の市民ワークショップの指摘により、水俣病の重要性を考慮し、ここの記述はもっと多くすべきである。	今後の参考として承ります。
	第３章　水俣市の文化財の概要		
14	1　歴史文化の特性 P59～63	◆P59「（2）自然と共に生き、再生するまち」について 水俣病の発生を受け、環境再生に向けての取組を明確にされていることはうれしく思う。しかし、現地公害学習などの説明で使われている百間排水口樋門が不用意に壊されようとした問題、また文化財として水俣病遺構が入っていないことは誠に残念。	百間排水口は、百間雨水ポンプ場の施設として稼働中ですが、樋門に関しては、百間雨水ポンプ場の建設により、逆流防止としての役目を終えたとのことです。樋門は、老朽化によって、排水の支障になる可能性や流出する可能性があったため撤去することになった聞いております。
		◆公害を克服していこうとする水俣市民の足跡として、水俣病遺構群の調査・研究・保存を今回の計画で取り扱ってほしい。	近現代の遺産の把握調査等については計画中に記載しています。
		◆エコパークの水俣病慰霊碑、魂石、百間排水口、水俣・新潟をつなぐ地蔵は、観光資源としても現代歴史としても重要な文化財と考えるので文化財指定をお願いしたい。	文化財の指定は、把握調査等を行い評価等がなされた次の段階になります。今回の計画は、その準備段階です。
		◆「近代産業化による公害とその克服に努力するまち」のようなテーマを設けるべきと考える。	本計画の「歴史文化の特性」の記述については、少ないテーマで端的に本市の特性を示すようにしているため、現行のままとします。

			◆水俣病関連のものも重要な文化財と考えるため「・・また、市民は「水俣病の教訓」を継承していくべきものとして認識しています。」のあとに「熊本県により百間排水口樋門が新調され保存していくことになったことは、水俣病の教訓を継承していく認識をさらに高めることとなりました」と書き加えることを提案する。	この部分は歴史文化の特性を簡潔に記載するところですので、現行のままとします。
			◆後半部で、水俣病の発生を受け、環境再生に向けて取り組んでいることを記述していることは評価できるが、水俣病遺構群について何ら調査されず放置されていることは重大な問題であるので、P114「イ　自然と生きる水俣の営み」の、P.115「（方針）」に、「水俣病遺構群に関する調査を実施し、その保存と活用に取り組みます。」と追加する。	No１の「市の考え方」を御参照ください。
			◆P60「・・・市民は「水俣病の教訓」を継承していくべきものとして認識しています。」の後に、「熊本県により百間排水口樋門が新調され保存していくことになったことは、水俣病の教訓を継承していく認識をさらに高めることになりました。」と書き加えることを提案する。	この部分は歴史文化の特性を簡潔に記載するところですので、現行のままとします。
15			◆P63「図20　本市の様々な事象と「歴史文化の特性」との関連」について ・江戸期の表示で、塩田築造（塘と樋門、潮溝、ボヤ等）は別に独立させるべき。 ・「日本窒素水俣工場の拡大」を、「塩田跡地を活用した日本窒素水俣工場の拡大」にしてほしい。 ・自然と共に生き、再生するまち　のキーワードに、「近代産業化での公害（水俣病）」を入れてほしい。	・塩田については不明な点が多く、独立させるほど評価が高まった段階ではないと考えるので、現状のままとします。 ・「工場の拡大」は、敷地の拡大だけを意味するものではないため、現行のままとします。 ・公害については、関連文化財群「自然と生きる水俣の営み」のストーリーの中に記載しています。
	第４章　文化財に関する既往の把握調査			
16		1　水俣市の文化財の把握調査の状況　P65～67	◆把握調査の中に市民グループと専門家による調査結果として、「水俣の歴史的遺構（跡）を残す会」の「水俣市水俣病関連遺跡群資料１～2集」を入れてほしい。	ここでの把握調査には市・県・国が行った又は関与したものに限って掲載しています。
	第５章　文化財の保存・活用に関する目標（将来像）			
17		1　文化財の保存活用に関する将来像　P69	◆百間排水口等を水俣病関連遺跡として本計画に入れてほしいので、６行目の「～徳富蘇峰・蘆花兄弟を輩出しました。」の後に、以下を加える。 「他には淵上毛銭、谷川雁、石牟礼道子などがいます。本市の海岸付近では、海水を利用した塩づくりを盛んでしたが、近代になり窒素工場が進出し本市は目覚ましい発展を遂げました。しかし、発展の一方で工場排水により、水俣病という公害病が発生しました。市民に対立が起こりましたが、もやい直しを機に行政・市民が協力して環境モデル都市に生まれ変わろうとしています。」	この部分は、最小限の歴史の概要の記載にとどめているので現行のままとします。
18			◆将来像の中に、「近代産業化による公害、水俣病からの学び」を入れる。	公害からの学びは文化財保存活用の範ちゅうにおさまる事項ではないため、現行のままとします。
19			◆本計画が目指す将来像を「みなまた集うまち、自然・歴史・文化を活かしたまちづくり」に設定する。としているが、「皆また集う」は違う気がする。水俣は水俣病を経験し、それを教訓としたまちづくりが進められているため、「人々が集うまち、いのちとくらし、自然・歴史・文化を活かしたまちづくり」を提案する。	「いのちとくらし」に関する視点での施策は、本計画には記載がないため、現行のままとします。
20		2　将来像を実現するための方向性　P69～70	◆「学ぶ・知る」、「守る・伝える」、「活かす・誇る」の中に、水俣病の学び・伝える・活かす（克服する）を入れる。	この部分は、文化財に関する取組の方向性を示すものであり、現行のままとします。
21		3　文化財の保存・活用に関する措置の全体像　P71	◆「核となる文化財に、水俣城址、蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花の生家が該当します。」としているが、徳富蘇峰・蘆花の生家と関係の深い、北酒屋、新酒屋等は文化的価値がありながら取り壊されてしまった。これは市が文化財としての価値を認めていなかったためである。この他にも水俣にはまだ多くの旧家、蔵造りの家が残っている。蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花の生家にこだわらず、「水俣の自然、山、川、海の溶け込んだ風景としての建物」を文化財として、保存・活用することを提案する。	建造物については御指摘のとおり文化財指定に至らず取壊しに至る事例があるため、今後把握調査に努めてまいります。
22			◆現状の記載の範囲が狭すぎる。水俣病関連も含めもっと広く捉えるべきだと思う。	御指摘のとおり本計画の中心に据える文化財は限られているので、今後様々な取組を行う中で、広げていけるよう努めます。

	第６章　文化財の保存・活用に関する課題・方針			
23		1　水俣市の文化財の調査研究に関する現状と課題　P73～75	◆P73「（1）文化財全般」について 文化財保存団体との連携を明記してほしい。	P80に「地域の方々の力を取り込む仕組みの構築」を記載しています。
24			◆塩づくりと塩田文化について 水俣では、塩づくりが産業の中心的存在であった時代があり、チッソが水俣に来るまで続いていた。塩田開発や入浜式の塩づくりは、水俣の歴史の中で欠かすことのできないものであり、塩釜神社に見られるように重要な文化を形成していた。そこで以下の記述を追加する。 「P74　2）塩田にかかわる百間塘などの発掘調査を実施し、保存・活用計画を策定します。」	塩田に関連する文化財については、P86の「１－１把握調査の実施」に調査することを記載しており、関連文化財群「自然と生きる水俣の営み」の構成文化財としています。また発掘調査の必要性については、本計画の段階では不明であるため記載しないこととします。
25			◆P75「1）遺跡・名勝」について 塩田文化遺跡であり、その後の近代産業化の遺跡でもある百間塘（樋門）、大廻塘等を入れる。	「塩田文化遺跡」の定義が不明ですが、百間塘、大廻塘は、関連文化財群に掲載しています。
26		2　文化財の保存に関する現状と課題 P75～78	◆P76「3）文化財の保存技術」について 保存技術に石工技術をいれる。	現状で具体的な文化財の維持に必要な技術とされていないため記載していません。
27			◆P77「1）指定等文化財・未指定文化財」について 水俣病の貴重な文書などが保管されている市立水俣病資料館のほか、水俣病関連施設（水俣病歴史考証館など）の現状についても言及すること。民間での維持はかなり厳しいので、保存・活用の立場から老朽化して損傷、消滅する前に守ってほしい。	水俣病に関連する資料の文化財としての位置付けや取扱いについては、把握調査等を行った次の段階で検討することになると考えます。
28		3　文化財の活用に関する現状と課題 P78～80	◆P79「（2）課題」について 水俣病の普及・教育・整備・観光・展示施設等の課題について言及してほしい。	この部分は、市の歴史全体を概観できる施設という意味での展示公開施設としています。
29		4　文化財の保存・活用に関する方針 P80～81	◆P80「（1）方針１　調査研究の促進」について 文化財保存に関係する市民団体と連携をすることを記載する。	「第１０章　文化財の保存・活用の推進体制」の中に記載しています。
	第７章　文化財の保存・活用に関する措置			
30		第７章　文化財の保存・活用に関する措置 P83～96	◆本計画（素案）の中に、水俣病関連の名称が出てきていない。　（同旨意見他2件） 公害の原点水俣病、チッソの名称は外すことはできない。今後、行政が施策として重点化する項目に、水俣病関連の場所、人についての調査や情報発信、教育等を組み込むべき。	No１の「市の考え方」を御参照ください。 課題として記載しています。また、御指摘の水俣病に関する取組は水俣病資料館で行っています。
31			◆特に、P83「1　調査研究の促進（方向性）知る」の推進を望む。水俣市の文化財の保存・活用の一番の弱点は、調査研究を怠ってきたことだと感じる。調査研究は市だけでなく、市民、民間、専門家が力を合わせることで成果が倍増する。アクションプランには是非、地域・所有者等の力を活用していただきたい、そのためには主体の欄の、市民の所にも〇印を記入し、協調した調査研究の促進を図るべきである。	御指摘のとおり調査研究が不足しているので、アクションプランに従って取り組んでまいります。特にこれを持続可能なものにするため「地域の力を取り組む体制づくり」、「研究機関との連携強化」も事業として掲げています。◎〇がない欄の参画を認めないというものではありませんが、特に地域の力が必要と思われる部分には追加で記載をしました。
32			◆水俣は淵上毛銭、谷川雁、石牟礼道子、高群逸枝等の文学者と関係があり、これを文化財の中に入れていく必要があるのではないか。	功績のあった人物は多数おられます。本計画では歴史文化を端的に記すため、限られた人物のみを記載しています。なお、淵上毛銭と高群逸枝の墓は、P123「文化財保存活用区域の構成文化財」として挙げています。
33		1　文化財の保存・活用に関する措置の一覧　P83～84	◆措置の中に、市水俣病資料館及び民間の水俣病関連資料館、市民活動との協力を入れてほしい。	水俣病に関連する措置については、把握調査等を行った次の段階で検討することになると考えます。
34		5　アクションプラン P86～92	◆P86～91「表17、表18、表19　アクションプラン」について アクションの主体として、市環境課を入れる。また、市民参加の欄は全て〇にし、主体の列に、外部専門機関（大学、NPO等）を入れる。	市環境課とは稀少動植物等の保護で連携することになると考えますが、措置に挙げられていないので記載していません。よって現行のままとします。

35	6　優先的・重点的に行う事業 P92～96	◆市水俣病資料館と関連遺跡に関する措置を入れる。文化財保全活用地域計画は、地域の参加・協力、主体性をいかに高めるか、という計画なので、もっと地域や所有者の欄に◎や〇を入れる必要がある。	水俣病に関連する措置の内容及び位置付けについては、把握調査等を行った次の段階で検討されるものと考えます。主体のうち明らかに漏れているものには◎や〇を追加しました。
	第８章　関連文化財群		
36	第８章　関連文化財群 P97～119	◆本章に、「４つの関連文化財群」が書かれているが、この中に、「水俣病を経験した水俣の人々の学び」、「百間排水口樋門や八幡残渣プール跡等の水俣病関連施設群」を加えてほしい。（同旨意見他7件）	No１の「市の考え方」を御参照ください。
37		◆P97「関連文化財群に関する事項」について 役所だけで文化財の保存・活用を行うことは大変なので、市民・専門家の協力を得て、新しい枠組みによる取組が必要。	地域、専門家の協力なしには、今後の文化財の保存・活用は困難と考えますので、協力体制の構築を図っていきます。
		◆特に市が老朽化して危険であるとして撤去した「百間排水溝樋門の扉」は、熊本県により再建が決まり、年内には着工・完成する予定である。役所・市民・専門家の協力で新たな一歩を踏み出せたもので、今後の水俣病関連施設群文化財の保存・活用、水俣病問題を通じて水俣を訪れて下さる方々の学び、観光客の誘致にもつながると思う。	今後の参考として承ります。
38		◆水俣病は世界的に重要な歴史的事件なので、文化財として認識し積極的に保存・活用することを求める。	水俣病そのものを文化財として捉えることは難しいと考えます。
39	1　関連文化財群に関する事項 P97～113	◆P99「図25　「歴史文化の特性」と「関連文化財群」の関連」について（同旨意見他1件） 図25のキーワードに「水俣病の教訓」を記載し、P105の表26の中に「百間排水口、八幡残渣プール群等の水俣病関連の施設や場所」を盛り込んでいただきたい。 図25の「自然と生きる水俣の営み」の項目内に、水俣病関連文化財群をもっと組み込んでもらいたい。	把握調査等を通じた全容把握を行う中で、追加していくものについて検討していきます。
40		◆P100「ア「水俣の地形が織りなす自然」」について 水俣市は、山・里・川・町・浜・海がつながっている貴重なバイオリージョンであり、ここでの土地利用・生活・食・楽しみの文化とその魅力をしっかりと伝える必要がある。同時に、海の汚染の広がり、海の幸が山に行くことによる負のつながりについても、反省と学びのストーリーが必要。同様にイ「自然と生きる水俣の営み」においても言及すべき。	この「関連文化財群」は、自然そのものについてまとめた部分であるため、人為的に生じた事項については記載していません。海山川があることによる歴史文化の違いについては、今回は十分な把握ができなかったため、今後把握に努めていきたいと考えます。
41		◆P100「エ「水俣が生んだ偉人の足跡」」の項に徳富蘇峰・蘆花しか記されていない。水俣の文化の質が問われる。エの項に石牟礼道子、谷川雁、淵上毛銭を加えていただきたい。水俣病に関連して活動した人材の功績を記載してほしい。（同旨意見他6件）	淵上毛銭、高群逸枝は、墓が文化財保存活用区域の構成文化財となっています。功績のあった人物については、多数いますが、本計画では歴史文化を端的に記すため、限られた人物のみを記載しています。
42		◆P101「（４）関連文化財群のストーリーと構成文化財」について P104「イ　自然と生きる水俣の営み」17行目の「…人命や自然環境が破壊されました。」のあとに、「百間排水口樋門や八幡残渣プールなど水俣病関連の施設や場所(水俣病関連遺跡群)を文化財と捉えることができ、水俣病患者に寄り添い活動した石牟礼道子の文学作品も大切な文化財です。また、環境復元を目指し行われた様々な事業も有形無形の文化財といえ、市民の生活に溶け込んでいます。」と記述することを提案する。	把握調査等による全容把握を行い、追加を検討していくこととします。また、文学作品そのものを文化財とすることは難しいと考えます。
43		◆P105「表26　「自然と生きる水俣の営み」の構成文化財」について 排水溝、丸島樋門、大廻塘の下の調整池、百間塘の樋門は「その他」の扱いではなく、記念物（遺跡）であるので、表に追記するとともに発掘が必要である。	ここでは製塩業に直接関わる部分のみ記載していますが、塘跡の分類は「その他」から「遺跡」に修正しました。なお、本計画に記載している様々な文化財の分類は今後の調査等により見直される可能性があります。調査手法は文化財の状況により判断されるものであり、本計画の段階では発掘調査について言及できません。

44		2　関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針　P114～116	◆P115に「水俣市立水俣病資料館、侍街道はぜのき館と連携し、お互いの良さを活かす取組を行います。」とあるが、この２つの施設は完全に別テーマ。水俣病資料館は「エコミュージアム」の発想で、資料館をコア施設として、百間樋門や大廻塘等をサテライトした、「水俣病エコミュージアム」のような仕掛けが求められる。さらに、水俣病センター歴史考証館との連携も考えられる。はぜのき館をもしここに位置づけるならば、櫨の実の殻から作られる良質なロウと、水俣の塩田から作られる塩を文化の象徴としてつなげることは可能だと思う。	まずは市の施設間の連携が急がれると考えております。エコミュージアムの発想については、水俣病資料館に伝えます。
45		3　関連文化財群の保存・活用に関する措置　P117～119	◆P117「表29　すべての関連文化財群に共通するアクションプラン」について 地域の役割をしっかりと記入する必要がある。	今後の参考として承ります。
	第９章　文化財保存活用区域			
46		1　文化財活用区域の設定について P121～124	◆P122・９行目の「文化財保存活用区域群」は「文化財保存活用区域」の謝りではないか？	御指摘のとおり「文化財保存活用区域」に修正しました。
			◆江戸期の塩田～水俣病、という近代産業化公害の文化的遺跡がまとまっている旧塩田地域を活用区域として指定しないのか。	旧塩田跡には神社や塘跡などがありますが、調査が進んでいないという課題があります。今回は一定価値の把握、存在の確認などが十分でなく、活用区域の設定に至りませんでした。なお、今後の事業の進捗により追加することは可能であると考えます。
47			◆P122「（４）文化財保存活用区域のストーリーと構成文化財」について 近代における功績をみるとき、谷川健一、谷川雁、石牟礼道子の名がないのは、残念である。女性史から言うと、徳富家、高群逸枝、谷川兄弟、石牟礼道子へと受け継がれた思想があると感じる。	功績のあった人物は多数いますが、本計画は歴史文化を端的に記すため、限られた人物のみを記載しています。
48		3　文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置　P126～127	◆P126「表33　文化財保存活用区域に関するアクションプラン」について 主体の、地域と所有者の欄に◎や〇を入れる。本計画は地域の参加・協力、主体性をいかに高めるか、という計画のはず。	今後の参考として承ります。
	第１０章　文化財の保存・活用の推進体制			
49		第１０章　文化財の保存・活用の推進体制 P129～131	◆水俣病関連の施設や場所を「水俣病関連文化財」として保存・活用していくことを提案する。	まずは、本市の近代化から、いわゆる水俣病の発生とその後の地域再生に関連する近現代の遺産について把握調査等を行っていきます。
50		1　計画の推進体制 P129	◆「１　計画の推進体制」に以下の文を追加する。 「（５）市民の声を集め、市民とともに育む文化財保存・活用を図っていく。市民を対象にした文化財に係る啓発活動とともに、市民から意見を集める双方型の企画（シンポなど）などにより市民を中心とした文化財保存・活用を進めます。」	今後の参考として承ります。
51		2　計画の進行管理 P130～131	◆隔年での「水俣市文化財保存活用地域計画協議会」開催は少なく、毎年２～３回の開催が必要。また、協議会には専門家以外に、多様な市民、環境・文化団体を組み込み、名称は、「水俣市文化財保存活用地域計画推進協議会」が適切だと考える。	今後の参考として承ります。
52			◆P130「表34　推進体制」について 「表34　推進体制」のカテゴリー区分と内容物が重ね書きのようで、わかりにくい。カテゴリー区分は（　）書きがわかりやすいと思う。 文化財保存活用計画協議会　→　（文化財保存活用計画協議会） 水俣市文化財保存活用地域計画協議会　　水俣市文化財保存活用地域計画協議会	（　）書きは必要ないと考えますので、現行のままとします。

	全体として		
53	全体として	◆二度と水俣病を起こさないためにも百間排水口や水俣病資料館、ユージン・スミスの家などは残していきたい。今も水俣病で苦しんでいる方がいて、その歴史を忘れないためにも市の文化財として水俣病に関係する建物や建造物は残していくべきだと思う。	No１の「市の考え方」を御参照ください。
54		◆文化庁が指摘するように「文化財保存活用地域計画」は多くの市民が文化財として関心を持つもの・事柄・場所に関して発掘し、積極的に保存・活用できるよう検討していただきたい。また、素案の中で欠けている水俣病関連については、世界的な遺産といえる物として捉え、そのための、市民との合同会議を積極的に計画し、計画作成協議会に水俣病関連の事業や活動、研究を重ねている人を入れていただきたい。繰り返しになるが、負の遺産水俣病は、水俣を語る上では欠かせないものである。	市民の意見を反映するための機会は、様々な方法で設けていきたいと考えます。協議会の委員構成については、計画の内容に関連の深い方を含めていく予定です。
55		◆本計画（素案）は市が作成したのか。コンサル委託の有無は？ コンサルに依頼して作成したのであれば、名称等を示してほしい。	本計画（素案）の文章は全て市教育委員会が作成しています。ただし、会議の議事録の作成、計画の中の図・表等の作成、レイアウト等は委託しました。
56		◆本計画（素案）の作成に係る水俣市文化財保存活用地域計画協議会の委員は何人だったのか。また、どれくらいの調査・研究・検討期間を経て作成したか。	委員は14人です。また、令和４年７月から令和６年６月にかけて調査・検討を行いまして作成しました。
57		◆あまりにも行政主導で民意が反映されていない。 　古城・陣内・浜地区は、江戸時代、明治の初め頃までは町の中心地であったかもしれないが、それ以降は、新たな産業・漁業・水産業・交通手段の発達により、古賀・八幡・丸島・梅戸・百間へ移っていった。そして、八幡・梅戸・明神・湯堂・茂堂は、チッソが流した排水により、水俣病の被害に苦しんできた地域である。光だけではなく、影（暗）の部分にも目を向けていく必要があると思う（負の遺産の活用）。	P122の設定理由等を御参照ください。 なお、今後事業の進行により、構成文化財としての基準を満たすものが増えていくことになれば、新しい保存活用区域を設定する可能性はあると考えます。
58		◆本計画書は131ページと労作のため、完読に時間を要し大変疲れた。6年前に水俣に帰郷したが、水俣を離れている間は「故郷水俣忘れ難し」、帰郷した今は「アイ・ラブ水俣」で生活しているが、子供時代は水俣中を遊びまわり、本計画書にあるいくつかの場所にも出向き学んだ記憶がある。今回計画のパブリックコメントが求められているとの報に接し、本計画書全体を読んでみて感じた点・気付いた点を以下記す。 １．本計画は、水俣市の活性化、将来につながる大きな取組として、大いに賛同する。 「本計画の目的～水俣市の文化財に対するこれまでの保護保存展示活用等の不備による荒廃資料記録散逸不十分な展示紹介対応等が市民の不知につながっている現状の反省に立ち、みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち水俣に向けて～文化財の価値を市民で共有し～地域の誇りの育成につながり～文化財を次世代に継承していく～保存・活用の双方の取り組みで好循環を作り出す～水俣における保存・活用を総合的計画的に推進していく」→大いに賛同する。 ２．本計画の取組は多岐にわたり、実行・実現に大変な御苦労が想像されるが、諦めずに完遂されるよう期待し応援する。 ３．本計画は10年計画、薩摩街道を中心にした取組で一段落の感じを受けたが、さらなる観光等への活用、魅力ある水俣市の将来のためには、やはり、水俣市の歴史文化を総合的に常設展示する総合ハブセンター（例えば水俣市歴史文化博物館）が必要と思う。本計画案の中で、総合ハブセンターに対しては、多額の費用を要するため容易ではない（P79～81）、と否定的だが、次の10年計画につなげていくために今回の計画での検討が必要と思う。	御理解ありがとうございます。お力をお貸しいただくと幸いです。なお、御提案については、本計画実施の中で様々な取組を行いながら、模索してまいります。

59			◆現在の内容では、水俣病関連施設や場所について活用する意図が薄いと思う。チッソの歴史も含め、負の遺産であるが、そのことを教訓とするためにも計画に盛り込まれる必要性を感じる。	水俣病関連施設や場所については、近現代の遺産の把握調査等を通じた全容把握の中で、追加していくものを検討していきます。
60			◆百間排水口樋門について 木製の樋門では水に浸かっているため、長期保存に多額の費用・手間ひまがかかるので、同寸サイズのレプリカに替えること、樋門の周りの環境整備を提案する。	樋門から海側は熊本県の管理となっているので、機会があれば県にお伝えします。
			◆水俣市には美しい恋路島があり、島に因んだ色々な伝説がある。そこで、龍に因んだストーリーを環境都市伝説として盛り込んでみてはどうか。水俣病や水俣市について、短歌やスローガンを募集しその作品や市の著名人の言葉を看板にして設置してはどうか。	御提案について、今後の参考として承ります。
	その他			
61		その他	◆市役所全体の課題と思うが、パブリックコメントを求めるなら、コメントを出しやすくする工夫・改善が必要。100ページ超のブックを１冊置き「さあ、書きなさい」では難しい。ホームページでの完読も容易でない。市民が参画しやすい工夫がいるのでは。	本計画のパブリック・コメントはこれで終了しますが、御意見として承ります。また、本計画の概要版は改めて作成する予定です。
62			◆パブリックコメントの対象者について コメント提出者を市内居住者・勤務者に限る必要があるのか。	パブリック・コメントは市の計画等の策定に当たり御意見を求めるものであるため、対象者は市民や市内に勤務する方等としております。
63			◆水俣病事件は、甚大な犠牲を強いた許しがたい犯罪である。人々と生命にとりかえしのつかない傷を残しながら、この事件を伝えるために、形として残るものは多くない。百間排水口の樋門は、これらを正しく語り伝えるために実物を現場に保存することが必要。	本計画との関連がとぼしいのでここでの回答はございません。